

中小企業の成長を支援する「100 億宣言」 とは？ メリットや申請方法も紹介

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず公式 HP をご確認ください。

「100 億宣言」とは、中小企業が売上高 100 億円の達成を目指すことを宣言する制度です。

宣言することで、補助金や税制優遇の対象となるほか、人脈形成の機会が広がるなど、さまざまなメリットがあります。

そこでこの記事では、「100 億宣言」の制度概要や実施によるメリット、申請方法について解説します。

「100 億宣言」とは

「100 億宣言」とは、中小企業が「売上高 100 億円」の達成を目指すことを宣言する制度です。「宣言」の内容には、次の 5 つの項目を盛り込みます。

1. 企業概要（足下の売上高、従業員数等）
2. 売上高 100 億円実現の目標と課題（売上高成長目標、期間、プロセス等）
3. 売上高 100 億円実現に向けた具体的措置（生産体制増強、海外展開、M&A 等）
4. 実施体制
5. 経営者のコミットメント（経営者自らのメッセージ）

宣言を行った企業の取り組みは、[「100 億企業成長ポータル」](#)に掲載します。

「100 億宣言」制度開始の背景

現在、日本では売上高 100 億円を超える中小企業（いわゆる「100 億企業」）が、外需と内需の両方を取り込みながら収益を伸ばし、生産性向上やイノベーション、賃上げを実現しています。人口減少が進む中でも、地域経済の好循環を牽引する存在となっています。

こうした「100 億企業」のような成長中小企業を各地域で生み出すことは、今後の日本経済の成長に欠かせません。

しかし現状では、「100 億企業」は約 4,500 社程度にとどまっており、中堅企業へのステップアップを目指す企業に対して、政策的な後押しが必要です。

そこで政府は、成長意欲のある中小企業がシームレスに成長できる環境を整備し、新たな「100 億企業」を創出することを目的に、本制度を設けました。

参照：[令和 7 年度\(2025 年度\) 経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[令和 7 年度税制改正について（METI/経済産業省）](#)

参考）100 億宣言イメージ

100億宣言 株式会社〇〇〇〇（〇〇業）	
企業ロゴ 事業所や製品の写真等 〇〇（写真の説明文） 〇本社所在地：〇〇〇 〇事業概要：〇〇〇 〇常時使用する従業員：〇〇〇名 （202〇年〇月時点） 〇現在の売上高：〇〇億円 （202〇年〇月期） 〇法人番号：〇〇〇 〇Web：〇〇〇	企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ 経営者写真 〇〇〇（企業理念・ミッション） （100 億宣言に向けた経営者メッセージ）、100億企業への成長を通じて実現したい内容（顧客、地域社会への貢献、社員の成長・待遇改善等）を記載 肩書氏名 売上高100億円実現の目標と課題 実現目標 （例）20〇〇年の売上高達成に向け、年率〇〇％程度の成長を目指す。 ※売上高100億円の達成予定年は必ず記載ください。 （「年」表記としてください。「年度」表記はNG。） ※100億円を通過点とし、さらに高い売上高を最終目標としている場合、「売上高100億円の達成予定年」と「最終目標売上高の達成予定年」をそれぞれ記載ください。 課題 〇〇〇 売上高100億円実現に向けた具体的措置 目指す成長手段 売上高100億円達成のための具体的措置について記載 例えば、設備投資による生産体制増強、海外展開、新事業・新分野進出、M&A等の成長手段をできるだけ具体的に記述 その他、先進性・成長性(生産性・製品・サービス等の競争力等)。 実施体制 〇〇〇

※本宣言は企業自身がその責任において売上高100億円を目指して、自社の取組を進める旨を宣言するものです

出典：[100 億企業 成長ポータル（申請様式）](#)

100 億宣言を行った企業の宣言内容は、「100 億企業 成長ポータル」に掲載されています。地域や業種、法人番号で検索可能ですので、ぜひ、ご参照ください。

「100 億宣言」を実施する 5 つのメリット

ここでは、企業が「100 億宣言」を行うことによって得られる 5 つのメリットを紹介します。

1. 「中小企業成長加速化補助金」に申請できる



中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

事業目的

売上高100億円超を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ
大胆な設備投資を支援

活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

1次公募スケジュール

申請受付開始：2025年5月8日（木）
申請締切：2025年6月9日（月）
※詳しくは裏面jGrantsページをご確認ください。

応募方法：jGrantsシステムによる電子申請
※申請には「GbizIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GbizIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。



補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 (賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間) など
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

審査のポイント

- 経営力:経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。
- 波及効果:産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性:迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の支援姿勢 等)

事業スキーム

事前準備	公募開始～ 交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助事業 終了後
「100億宣言」の取得 GbizIDプライムアカウント取得	申請受付開始 公募締切 審査 交付候補者決定	交付申請・交付決定 補助事業開始 補助額の確定 補助金の請求 補助金の支払い	事業化状況報告 知的財産等報告

※100億宣言とは、中小企業の経営者の皆様が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。



詳細(jGrants
ページ)はこちら



お問い合わせフォーム
事務局連絡先:0570-07-4153
(IP電話等からのお問い合わせ
-03-4446-4307)



GbizID
はこちら

出典：中小企業庁 支援策チラシ一覧

「中小企業成長加速化補助金」は、売上高 100 億円超を目指す成長志向型の中小企業が行う大胆な設備投資を支援する制度です。申請には、次の要件を満たす必要があります。

1. 「100 億宣言」の実施
2. 投資額が 1 億円以上であること
3. 一定の賃上げ要件を満たす今後 5 年程度の事業計画の策定

このうち「100 億宣言」の実施により、要件の 1 つを満たすことができます。

ただし、公募申請時点で「100 億宣言」が 100 億企業成長ポータルに公開されている必要があるため、計画的な準備が必要です。

参照：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業成長加速化補助金のご案内

2. 「事業承継・M&A 補助金（専門家活用枠）」の拡充対象となる

生産性向上を目指す皆様へ
令和7年7月時点版

令和6年度補正予算
「事業承継・M&A補助金」
で中小企業の生産性向上、持続的な員上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進枠 5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用枠 M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進枠 M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・再チャレンジ枠 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します
※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置

経済産業省 中小企業庁 Be a Great Small 中小機構 チラシのダウンロードはこちら！

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備 公募開始～交付決定 補助事業実施期間 補助事業終了後

※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。
※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件 5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を担い置き、又は担い受ける者	M&Aに伴い経営資源を担い置き、又は担い受けるPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等によって廃業等を行う者
補助上限 800～1,000万円※ ※一定の員上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型：600～800万円※1、2,000万円※2 売り手支援類型：600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、100万円の増額する場合、200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型：150万円 事業統合投資類型：800～1,000万円 ※一定の員上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型：1/3・1/2、2/3※1 売り手支援類型：1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2：①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型：1/2 事業統合投資類型：1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費 設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先
専門家活用枠・廃業再チャレンジ枠 050-3145-3812
事業承継促進枠 050-3192-6274
PMI推進枠 050-3192-6228

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

公募サイト

出典：中小企業庁 支援策チラシ一覧

「100 億宣言」を行った企業は、事業承継・M&A 補助金（専門家活用枠）の買い手支援類型において「100 億企業特例」の対象となり、補助上限額が最大 2,000 万円まで引き上げられます。

ただし、申請時に、申請企業の「100 億宣言」が「100 億企業成長ポータル」に公開されていることが必須条件です。

補助率は通常、補助対象経費の 2/3 以内ですが、100 億企業特例が適用された場合、次のようになります。

- 1,000 万円以下の部分：補助率 1/2
- 1,000 万円超～2,000 万円までの部分：補助率 1/3

参照：事業承継・M&A 補助金 公式 HP 12 次公募専門家活用 公募要領等ダウンロード

3. 「中小企業経営強化税制」の拡充対象となる

中小企業経営強化税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- **適用期限を2年間延長。** (令和8年度末(2026年度末)まで)
- 100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う**建物を対象設備に追加**する。
- 建物を新增設した際、その年度末の**雇用者給与支給総額が前年度末と比較して2.5%以上増加した場合、特別償却15%又は税額控除1%、5.0%以上増加した場合、特別償却25%又は税額控除2%を適用する。**
- 現行措置について、**C類型は廃止、A類型及びB類型は指標の見直し**を行う。

改正概要 【適用期限：令和8年度末(2026年度末)まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性 ^{※1} が旧モデル比平均1%以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資利益率 ^{※2} が年平均7%以上の投資計画に係る設備 ※ 計画に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品 (30万円以上) 建物附属設備 (60万円以上)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア (70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営規模拡大設備 (B類型の拡充)	● 投資利益率が年平均7%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均10%以上を目指す ● 前年度売上高10億円超90億円未満 ● 最低投資額1億円 OR 前年度売上高5%以上 ● 買上げ率2.5% OR 5.0%以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置 (160万円以上) 工具 (30万円以上) 器具備品 (30万円以上) ソフトウェア (70万円以上) 建物及びその附属設備 (1,000万円以上) (生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る) ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60億円	

※1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等については税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品 (医療機器に限る)、建物、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複製して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうちの一定のものなどを除く。

※4 「Aタイプ」は、主として「主として製造業で使用するもの」の範囲に限定する。その他の「主として製造業で使用するもの」の範囲に限定する。

4

出典：[経済産業省 令和7年度\(2025年度\)経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和7年度税制改正について](#)

※上表の「経営規模拡大設備 (B 類型の拡充)」が該当

「中小企業経営強化税制」は、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備を取得・製作した場合に、即時償却または取得価額の10%の税額控除（資本金が3,000万円超の法人は7%）を選択して適用できる制度です。

さらに、100億企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高100億円超を目指す企業がロードマップを作成するなどの要件を満たす場合、従来、対象だった一定金額以上の機械装置・工具・器具備品・ソフトウェアに加えて、工場ラインや店舗などの生産性向上に関わる設備導入に伴う建物も対象となります。

参照：[経済産業省 令和7年度\(2025年度\)経済産業関係 税制改正について](#)

掲載ページ：[経済産業省 令和7年度税制改正について](#)

4. 経営者ネットワークに参加でき、人脈が広がる

「100 億宣言」を行った企業は、同じ目標を持つ経営者のネットワークに参加できます。

令和 7 年 10 月 7 日には、「100 億企業創出シンポジウム」の開催も予定されています。

経営者にとって、地域や業種を越えた経営者同士の交流を通じて、成長戦略のヒントや課題解決の糸口を得られる機会となります。

参照：[100 億企業成長ポータル](#)

5. 公式ロゴマークを使用できる

「100 億宣言」を行うと、公式ロゴマークを使用できます。

自社サイトやパンフレット、イベントなどで活用することで、企業の成長意欲や挑戦姿勢をアピールでき、信頼感やブランド力の向上が期待できます。

参照：[ロゴマーク使用規約](#)

掲載ページ：[100 億企業成長ポータル](#)

申請について

ここでは、申請要件、申請期間、申請方法について解説します。

申請要件

「100 億宣言」を宣言できる企業は、売上高 10 億円～100 億円未満の中小企業です。売上高は、直近 3 期分の決算書類の提出によって確認されます。

また、ここでいう中小企業とは、次のいずれかに該当する企業等を指します。

- 中小企業基本法上の中小企業者
- 租税特別措置法上の中小企業者
- 中小企業等経営強化法上の中小企業者
- 特定事業者

企業がグループとして申請する場合は、グループ全体の売上高の合計が 10 億円以上 100 億円未満であることが条件です。

申請期間

「100 億宣言」の申請は、令和 7 年 5 月 8 日から随時受け付けています。

補助金や税制の拡充措置の活用を検討している場合は、余裕をもったスケジュールで申請しましょう。

申請方法

「100 億宣言」の申請は、デジタル庁が運営する電子申請システム「[jGrants](#)」を通じて行います。申請は、次の手順で行います。

1. G ビズ ID を取得する
2. [jGrants](#) にログイン
3. 申請書を作成・提出
4. [100 億企業成長ポータル](#) で最終提出

jGrants を利用するには、事前に G ビズ ID を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には 2 週間程度かかることがあるため、早めに取得申請を行うようにしましょう。

参照：[100 億企業成長ポータル](#)

「100 億企業創出シンポジウム」について

令和 7 年 10 月 7 日に、次のとおり、100 億企業創出シンポジウムが開催されます。

開催日時	令和 7 年 10 月 7 日（火）13：30～18：00（開場時間 12：30）
内容	第 1 部・シンポジウム 13：30～15：30（オンライン/リアル） 第 2 部・経営者ネットワーク及び交流会 15：50～18：00（リアル）
対象者	第 1 部 ● 「100 億宣言」企業の経営者・経営幹部 ● 「100 億宣言」企業以外の経営者など ● 支援機関・金融機関など

	第 2 部 ● 「100 億宣言」企業の経営者
申込締切日	第 1 部・令和 7 年 10 月 2 日（木）23:50 第 2 部・令和 7 年 9 月 22 日（月）23:50

第 1 部のシンポジウムは「100 億宣言」企業以外の経営者も参加が可能です。オンライン配信・リアル会場でのハイブリッド開催となります。

第 1 部と第 2 部で申込締切日や対象者が異なりますので、ご注意ください。

参照：[100 億企業成長ポータル（100 億企業創出シンポジウム）](#)

参考）売上高 100 億円を達成した中小企業の事例

売上高 100 億円を実際に達成した中小企業の事例は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の「[売上高 100 億円への軌跡](#)」で詳しく紹介されています。

具体的な成功事例を見ることで、自社の成長戦略や取り組みのヒントを得ることができますので、ぜひ参考にしてください。

参照：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 J-Net21（売上高 100 億円への軌跡）](#)

まとめ

この記事では、「100 億宣言」の制度概要や実施によるメリット、申請方法について解説しました。

「100 億宣言」を行うことで、補助金や税制優遇の対象となったり、経営者ネットワークへの参加が可能になったりとさまざまなメリットがあります。

自社の成長戦略の一環として、ぜひ申請をご検討ください。

令和 7 年 9 月 29 日 作成：株式会社 Stayway